

からうかと思ひます。こゝに有防団員の確保といふことからもけつていふこともある程度誠意を見せよう、二枚からの有防団の志気の高揚といふ面にも意を注ぎたいといふこともありそうです。本集を提出した水やでございします。

ちうくご検討のうえ二決定くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明にかゝせていた

議長 田村匡雄君 以上で提案理由の説明は終了しました。

二枚より本集に添する質疑を行はうとす。

議長 田村匡雄君 二十三番 世田 博君

二十三番 世田 博君 田長以下団員の改正示の額をお

聞きたいと思ひます。

議長 田村匡雄君 総務課長 高水 不君

総務課長 高水 不君 自席からお許し願ひます。

改正示の金額を順にさうお許しおげます。

福生町議会

田長が二万五千円、副田長一万九千円、分田長一万五千円、副分田長一万円、

四半田、田員が二千円、費用が千円、田長が千円、

田員が千円、田長が千円、副田長が千円、

田員が千円、田長が千円、副田長が千円、

田員が千円、田長が千円、副田長が千円、

田員が千円、田長が千円、副田長が千円、

議長 田村匡雄君 ほかには質疑はありませんか。

(田村匡雄君はこゝに呼ぶ者あり)

議長 田村匡雄君 以上で質疑は終了します。

おひかりいたしました。提案が十一号は総務委員

会に付託し詳細は質疑を願うこととしたこと

思ひます。二枚に二提案ありませんか。

(二提案はこゝに呼ぶ者あり)

議長 田村匡雄君 二提案はこゝに認めます。さう提案

オナ五号ヲ
 越務本員合に任託するニ決意シタ
 シテシテ
 係本員合の審査報告は本定例合の合期中
 にお願いいたシテ下

議長(田代匡雄君) 日程ヲ七議案ヲ十寸号編生付の一般
取決の點ニ関する各案の一般を改正する各案
七議案といふに下り。

[illegible]

企圖調查主查下野決一層

企圖調查
主查
野矢一君
登壇

企画調査室主査（下野忠一君）兼奥本ヤナギ号編集の
の級取負の給与に関する各団の一致を改正する各団

福生町議会

ニフ子ニニ龍明申に西け下。

一般取資の給与の改正につき示すは、阪手月
人事院から報告さす示す、国におきかは八月から
実施するとしうことであつたのでございますか、都
府のオカリもさうしう説明がさめ、当分におきま
す。まう二月に二の議定各例の改正をお願いたした
わけでございます。

と二うがその後十二月末にほりてしうに今に
かきかへる例がまじりてしにが、そめにはりてしと
かきかへる例がまじりてしにが、そめにはりてしと
めけかへる例がまじりてしにが、そめにはりてしと

最近前のおかり指示がありまして、国に準シテ
改正するようになり指示がありまして、
の改正をお願いしたわけでごうです。各箇の内容
といふところは、明末手当と勤勉手当にやめて
あるわけでごうです。明末手当は今年で六月

福生町議

と十二月にありませう、勤勉手当は六月、十一月、三月に支給するといふ条例にほつてあるやうでござい
ます。それと三月の勤勉手当は勤勉手当といふ
ぬきはりで勤勉手当といふやうに改正するとい
ひます。この条例の十一條の二や一項にほつて
勤末手当を支給する日と規定するやうでござい
ます。新しく三月月を定めるといふことにほつ
てあります。つぎの百分の二百を百分の百八十に改
めるといふのがありませう、これは六月に支給する
勤末手当は今まで百分の二百であつたけれども、
百分の二十を割りまして百分の百八十を支給する
といふこととございます。そのつぎの百分の二百八十を
百分の二百五十に改めると、これは十一月分の勤末
手当から百分の三十を引くといふこととございます。
六月と十一月に引いたものを三月に支給するといふこと
とございます。これは十一月に引いたものを三月に

福生町議

それから、勤末手当は六月、十一月の期間に
の着の正期間と勤末手当は六月、十一月の
が十一月一日であるといふ六月、十一月の
るその着の正期間の区分と、この事項か
とございます。これは今度六月と十一月に
末手当を支給するの、このほつて正期に
勤務日数の割を定めたものでございます。今ま
は三月の勤末手当はありませう、三月とい
勤務日数の計算は、はかつたわけとござい
三月の勤末手当は、三月に勤務日数の計算
の基礎は、あくまで三月に勤務日数の計算
この表には、つてあるものでござい
つて、この十一條の三や一項でござい
勤末手当とございます。これは勤
三月一日を割りまして、それに三月一日
を勤末手当に加えたので、今度勤勉手当といふ

○議長(田村匡雄君)以上で質疑を終ります。

おほかりにいたします。議案ヤナナ号は原案とお
り承るに二議ありとせんか。

(二議は二と仰る有る)

○議長(田村匡雄君)二議は二と認めます。よろしく議案
ヤナナ号は原案とおりの承りいたします。

○議長(田村匡雄君)日程ヤハ議案ヤナナ七号福生けいん會公
業所員の給子の種類および基準に關する条例の一
部を改正する条例と議案といたします。

議事係長とて議案の朗読をいたします。

(議案係長 朗読は終ります)

○議長(田村匡雄君)朗読は終ります。

本議案に關する提議は理由の説明を求めます。

査査主査(下野)は一君

企画調

○企画調査主査(下野)は一君

主査は、原企業所員の給子の種類および基準に
關する条例の一部を改正する条例について、二
説明をいたします。

二は、公道課所員の給子の種類を二つに
企業法の別ほで条例には、数字は全部うた
つて、二つにせん。

月が規定されてあるわけでございますが、
員の場合と同じように三月に支給すると、六月、十
二月とありまして、そのあとに三月に支給するといふ事
項でございます。

道課企業所員の給子に關する規定が、
の、二の条例が、そのあとに、
正したといふ考え方で、二つに
同じように、昭和十四年四月一日から実施したとい
ふので、二つにせん。



子よりカーに本業は入于百四十万円で追加補正
をいたしそ、お同と合せそ八億七千四百七十
十七万円円にしちうとするものでございす。
本予算の骨子としていたしそは、カーにやかい学
校用地の買収費としていたしそ六千万円の起債をあ
なしたる、一千万二千七百三十九円金銀とい
たしそ六千二百七十六万四千五百六十円をもち
て学校用地を買収しようとするものぐざいす。
つぎに全額国庫補助によりたり、基礎排水四百
二十万七千円の追加工事をしてしようとするもの
ぐざいす。さらに衛生費にあきり、西多摩保健
生組合の負担金七百五十万円が計上されてあり
ます。

なお甚だ申し訳けたい事がありますが、
場合討にかきり、当初予算にかきり六百
万円の繰り入れを送り、ありしたか、その後と

合計に於ける入の積少事にとりあはしめし
 入金二百五十万圓、前年度に比し、三百五十万圓
 といたし、あります。ほか先きほど決定したた
 め、前年度に比し、若干の増減を各項目にわ
 けて、前年度に比し、あります。以上が本年度の
 決算の概況であります。以上が本年度の決算の概
 況であります。以上が本年度の決算の概況であ
 ります。以上が本年度の決算の概況であります。